

全国高等学校少林寺拳法選抜大会規則

2015. 7. 30改訂施行

第1章 総則

第1条 目的

大会は、教育活動の一環として高等学校（後期中等学校を含む）生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚を図るとともに、少林寺拳法の正しい姿を一般に公開して、高校生として健全な精神と肉体を育成することを目的とする。

第2条 態度

参加者は少林寺拳法の精神に則り、その目的を十分に認識し選手としてふさわしい態度で臨み、いたずらに選手個人や母校の名誉・勝利のみにとらわれることなく正々堂々と競技を行わなければならない。

第2章 参加資格および参加申し込み

第3条 参加資格

- (1) 選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校（中等教育学校後期課程を含む）に在籍する生徒であること。
- (2) 選手は、都道府県高等学校体育連盟に加盟している学校の生徒で、各都道府県の専門部及び高校連盟に選手登録し、当該競技実施要項により本大会の参加資格を得た者に限る。但し、都道府県に専門部及び高校連盟が設置されていない県については、高体連加盟校の生徒であることとする。
- (3) 年齢は当該年の4月2日以降に生まれた者とする。但し、出場は同一競技2回までとし、同一学年での出場は1回限りとする。
- (4) チーム編成において全日制課程・定時制課程・通信課程の生徒による混合は認めない。
- (5) 統廃合の対象となる学校については、当該校を含む合同チームによる大会参加を認めることもあるが、原則は学校対抗とする。
- (6) 転校後6ヶ月未満のものは参加を認めない。（外国人留学生もこれに準ずる。）
但し、一家転住などやむを得ない場合は、各都道府県高等学校体育連盟専門部長又は高等学校連盟会長の許可があればこの限りではない。
- (7) 出場する選手はあらかじめ健康診断を受け、在籍する学校の校長及び所属する都道府県高等学校体育連盟専門部長又は高等学校連盟会長の承認を必要とする。
- (8) 一般財団法人少林寺拳法連盟への当該年度登録済み者であること。
※登録とは、所属先の団体登録及び選手の個人（会員）登録をいう。
- (9) 引率責任者は、団体の場合は校長の認める当該校の職員とし、個人・組の場合は校長の認める学校の職員の引率がない出場は認めない。

(10) 参加資格の特例

- ①上記(1)(2)に定める生徒以外で、当該競技実施要項により大会参加資格を満たすと判断され、都道府県高等学校体育連盟専門部又は高等学校連盟が推薦した生徒について、別途に定める規定に従い大会参加を認める。
- ②上記(3)の但し書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は、同一競技2回限りとする。

【大会参加資格の別途に定める規定】

1 学校教育法第72条、115条、124条及び134条の学校に在籍し、都道府県高等学校体育連盟又は高等学校連盟の大会に参加を認められた生徒であること。

2 以下の条件を具備すること。

(1) 大会参加を認める条件

- ①本連盟の目的及び長年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
- ②参加希望する特別支援学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校にあつては、学齢、修業年限ともに高等学校と一致していること。
また、連携校の生徒による混成は認めない。
- ③各学校にあつては、都道府県高等学校体育連盟又は高等学校連盟予選会から出場が認められ、全国大会への出場条件がみたされていること。
- ④各学校にあつては原則、部活動が教育活動の一環として日常継続的に責任ある顧問教員の指導のもとに適切に行われており、活動時間等が高等学校に比べて著しく均衡を失っていない、運営が適切であること。

(2) 大会参加に際し守るべき条件

- ①全国高等学校少林寺拳法大会開催実施要項を遵守し、競技大会申し合せ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
- ②大会参加に際しては、責任ある教員が引率するとともに、万一の事故の発生に備えて傷害保険に加入しておくなど、万全の事故対策を講じておくこと。
- ③大会開催に要する経費については、応分の負担をすること。

- (11) 選手の参加資格において、その不備・欠如等があった場合は、その該当者については、本大会も含め各地区及び各都道府県にて実施された、本大会の予選大会からその出場は無効扱いとし、若し本大会への出場があつて入賞した場合は、その受賞を無効扱い(賞の返還)とする。

第4条 参加申し込み

大会参加申し込みは、都道府県高体連専門部及び高校連盟が取りまとめ、一括して申し込む。但し、前述の組織がない場合は、都道府県少林寺拳法連盟が代務する場合もある。

第5条 参加費

- (1) 組演武・団体演武および単独演武に出場する学校は、大会参加費を大会申し込みと同時に、所定の様式で納入しなければならない。

団体演武	1チームにつき	20,000円
自由・規定組演武	1名につき	3,000円
自由・規定単独演武	1名につき	3,000円

- (2) 弁論の部は、本選出場者1名につき3,000円を(1)の演武とは別納する。

第6条 選抜方法および出場組数

- (1) 都道府県単位で選出する。選抜方法は都道府県高等学校体育連盟の理解を得て、都道府県高等学校体育連盟専門部及び高校連盟に、その運営を一任する。
但し、前記の組織がない場合は、前述と同様に都道府県高等学校体育連盟の理解を得て、都道府県少林寺拳法連盟が代務することもある。
- (2) 都道府県ごとの出場枠は、規定組演武2組、自由組演武2組、団体演武1組、規定単独演武2名、自由単独演武2名とする。
なお、規定組演武・規定単独演武については4級以下の者が出場し、自由単独演武・自由組演武については、3級以上の者が出場する。
- (3) 弁論の部は、各都道府県において2名を選考する。
各都道府県担当者が発表原稿をとりまとめて、公益財団法人全国高等学校体育連盟少林寺拳法専門部常任委員会に提出する。
- (4) なお、ブロック大会で選出する場合は、参加都道府県数に各種目の出場枠数を掛けた数をブロック代表とする。ブロックは、高校連盟の定める地区区分とする。

第7条 演武の部の重複出場の禁止

自由・規定組演武、自由・規定単独演武の出場は1人1種目とする。
但し、団体演武は兼ねて出場できる。

第8条 選手登録

- (1) 地区予選参加申し込み時に登録した者以外の者を含む時、失格とする。
- (2) 団体演武については8名まで登録ができ、そのうち6名が演武するものとする。
- (3) 選手は、地区予選出場時の資格(武階)をもって、本大会への登録をするものとする。
- (4) 出場選手における登録(各都道府県専門部及び高校連盟への選手登録、一般財団法人少林寺拳法連盟への所属団体登録並びに個人(会員)がなされていない場合、その該当者については、各都道府県予選大会から本大会をも、その出場について無効扱いとする。入賞した場合も、その受賞は認めない(賞の返還)。

第3章 競技種目および表彰

第9条 競技種目

競技種目は、演武の部10種目と弁論の部とする。

- (1) 演武の部 男子 規定組演武
自由組演武
規定単独演武
自由単独演武
団体演武（6名）
女子 規定組演武
自由組演武
規定単独演武
自由単独演武
団体演武（6名）

ただし、組演武は二人で行うものとし、男女の混合は認めない。また、団体演武は1・6構成については単独演武、2～5構成については組演武にて行うこととする。

なお、構成の組み方については自由とする。

- (2) 弁論の部 発表論旨（B4判400字詰め原稿用紙3枚）と表現（発表態度）について審査を行う。詳細は大会要項において指示する。

第10条 表彰

- (1) 各種目とも6位まで決め賞状を授与する。

次の種目等に対し、次の賞が与えられる。

- | | | |
|---------------|----|----------------|
| ・弁論の部 | 1位 | 少林寺拳法グループ総裁賞 |
| ・演武の部 男子規定組演武 | 1位 | 少林寺拳法振興議員連盟会長賞 |
| 女子規定組演武 | 1位 | 少林寺拳法振興議員連盟会長賞 |
| 男子自由組演武 | 1位 | 日本武道館賞 |
| 女子自由組演武 | 1位 | 日本武道館賞 |
| 男子団体演武 | 1位 | 文部科学大臣賞 |
| 女子団体演武 | 1位 | 文部科学大臣賞 |
| 男子自由単独演武 | 1位 | 香川県知事賞 |
| 女子自由単独演武 | 1位 | 香川県知事賞 |
| 男子規定単独演武 | 1位 | 四国新聞社賞 |
| 女子規定単独演武 | 1位 | 四国新聞社賞 |

- (2) 最優秀都道府県賞（男子・女子）

ア 男女共に、都道府県の総合得点により、最優秀都道府県に公益財団法人全国高等学校体育連盟少林寺拳法専門部より都道府県最優秀旗を授与する。

イ 都道府県の総合得点は、各種目において次の得点を加算する。

※1位に10点・2位に8点・3位に6点・4位に5点・5位に4点・6位に3点を加算する。

ウ 同点の場合は、1位の組数の多い都道府県に賞を与える。

※1位数が同数の場合は2位数で、以下同様にして一都道府県を選出する。

- (3) 各種目の優勝杯、最優秀都道府県賞旗については、次期大会時に返還する。
尚、各種目の優勝校には、返還時にレプリカを授与する。

第4章 競技方法

第11条 服装及び姿勢等

- (1) 大会目的に反する頭髪・服装・態度の者の出場は認めない。
- (2) 道衣・帯は、一般財団法人少林寺拳法連盟公認のものを着用すること。
- (3) 道衣・帯以外のものを身に着けたり、持たない。(例. はちまき、胴など)
- (4) 男子は原則として道衣の下にTシャツを着用しない。
- (5) 女子が道衣の下にTシャツを着用する場合は、白色(ワンポイント入可)のものとする。
- (6) 出場者は全国高等学校少林寺拳法選抜大会指定のゼッケンと所属章を指定している箇所必ずつけること。
- (7) 男女とも頭髪の加工は禁止する。また頭髪(後髪)については、ゼッケンにかからない、前髪・横髪・後髪とも目に入らない(かからない)ようにすること。尚、女子の髪留めについては、金属製・プラスチック製髪留め具やリボンなどの使用は禁止とし、黒又は紺色のゴム製髪留め具を使用して、後ろで束ねること。
- (8) 競技中の眼鏡、ハードコンタクトレンズの使用は禁止とする。
- (9) これら服装規定に違反した場合や、一般財団法人少林寺拳法連盟競技規則 細則 服装規定に違反した者の出場は認めない。

第12条 演武の構成及び武階と使用できる技

- (1) 地区予選参加申し込み時の武階において、演武者の武階の最終科目内の技を使用することができる。ただし、団体演武については、演武者の最高武階の最終科目内の技を使用することができる。(但し、補欠の資格は対象外とする。)
- (2) 資格以上の技を行った場合は、一技につき総合点より10点減点する。
但し、次の内容については、許容範囲として認める。
 - ①演武者が、「見習い・6級・5級・4級」の場合は、3級科目までの技が使用できる。
 - ②演武者が、「3級・2級・1級」の場合は、初段科目までの技が使用できる。※尚、減点対象の事象が発生した場合は、それぞれに応じた減点を行う。
- (3) 自由単独演武の部で、単独基本法形演武を行う場合は基本に準じ、攻技・防技に関して変化・省略などはしないこと。攻技・防技に関して変化・省略など行った場合は、総合点より10点減点する。
但し、規定単独演武の部及び団体演武の部1・6構成の単独演武(規定)において、攻技・防技に関して変化・省略など行った場合は失格とする。
また、単独基本法形演武を行う場合は一方向で一構成とする。
- (4) 演武の構成は6構成とする。6構成より過不足があるとみなされた場合は、総合点から10点減点する。
- (5) 規定組演武の部は、大会要項にて指示されている技をそれぞれの構成の最初に入れて順序

- どおり行うこと。交互に行う必要はない。尚、規定技の順序が違った場合は、失格とする。
- (6) 規定単独演武の部は、大会要項にて指示されている技をそれぞれの構成の最初に入れて順序どおり行うこと。尚、規定技の順序が違った場合は、失格とする。

第13条 競技場

- (1) 演武開始をコート中央とする。演武中、区画線を越えても減点とならないが、演武終了も中央を原則とする。
ただし、組演武において、演武終了後、審判員は注意を与える義務を有する。
- (2) コートの広さは、原則として7m四方とし、区画線は幅5cmから10cmの白線とする。
- (3) 競技出場前の待機については、主審席対面で待機せず、指定次待機場所（ネクストコーナー）で、ウォーミング・アップをして待機する。
尚、ウォーミング・アップは、競技及び審査の妨害にならない程度での練習も可とする。
但し、気合いを出したり、投げを行ったりはしないこと。

第14条 演武時間

- (1) 組演武、団体演武においては、開始から終了まで、1分30秒以上2分以内とし、未満超過は10秒ごとに、総合点より5点減点する。
尚、3分を超える場合は失格とする。
- (2) 単独演武においては、開始から終了まで、1分以上1分15秒以内とし、未満超過は10秒ごとに、総合点より5点減点する。
尚、2分を超える場合は失格とする。
- (3) 組演武においては、相対合掌礼により開始し、相対合掌礼により終了するものとする。
- (4) 単独演武、団体演武においては、正面合掌礼により開始し、正面合掌礼により終了するものとする。
- (5) 演武時間において小数の時間は、演武時間の対象としない。

第15条 組み合わせ

同一都道府県選出チームが同一コートに出場することは、極力避ける。

第16条 予選通過組数

- (1) 予選通過組数は、12～16組程度を目安とするが、エントリー数によって変動することがある。最終判断は公益財団法人全国高等学校体育連盟少林寺拳法専門部常任委員会が決定する。
- (2) 予選通過者（決勝進出者）決定後の繰り上げ選出は一切しない。

第5章 演武の審判基準

第17条 判定

- (1) 審判員による採点法により順位を決定する。

- (2) 順位は、総合点（最高300点）より減点分を引いた点の高い組より決める。
- (3) 審判員は、演武の技術度、表現度を併せて採点し、その結果を明示する。
- (4) 審判員の宣告は絶対であり、何人もこの宣告に従うものとする。

第18条 審判員数と算出方法

- (1) 審判員数は、監査審判員を含め6名を原則とする。
- (2) 主審および副審のおの5名が技術度(60点)表現度(40点)を採点し、合計点の最高点、最低点を除いた審判員3人の合計を総合点とする。
尚、最高点で同点が出た場合は、技術度の得点の低い方を残し、最低点が同点の場合、技術度の得点の高い方を残すものとする。

第19条 審判員の配置

- (1) 審判員と関係（監督・部長など）のある組が出場しているコートでの審判は原則しない。
- (2) 審判員の配置は、公益財団法人全国高等学校体育連盟少林寺拳法専門部常任委員会において検討し決定する。

第20条 審判員資格

- (1) 一般財団法人少林寺拳法連盟の「少林寺拳法公認審判員認定規則」に定める公認審判員とする。
- (2) 審判員は、大会実行委員会（一般財団法人少林寺拳法連盟・公益財団法人全国高等学校体育連盟少林寺拳法専門部常任委員会）で検討し選出された者とする。
なお、審判長は同専門部常任委員会が検討し選出する。

第21条 採点基準

- (1) 演武は、選手として少林寺拳法の基本を忠実に実行しているかを判断し、見栄えや派手さにとらわれず、技術の正確さ、武的要素に重点をおいて採点する。
- (2) 評価基準は、一般財団法人少林寺拳法連盟の演武審査要領による。
- (3) 技術度は部分評価であり1構成ごとに審査し、表現度は全体評価であり審査項目により審査する。

第22条 同点の取り扱い

- (1) 同点の場合は、以下の処理をする。
 - ①総合点の技術度の高い方を上位とする。
 - ②なおも同点の場合は、主審の合計点が高い方を上位とする。
 - ③なおも同点の場合は、主審の技術度の得点の高い方とする。
※上記の場合、主審の採点が総合点に加算されているか否かは問わない。
 - ④なおも同点の場合は、審判団協議の上決定する。
なお④の審判団協議を実施するのは、決勝の1位から6位を決定する場合のみとする。
他は①②③を見て同点の場合は、同点同順位とする。（決勝進出組数が増加する場合もある）

第6章 弁論の部の審査基準

第23条 予選

審査項目および配点は、発表論旨60点・表現40点とする。

このうち、発表論旨について、公益財団法人全国高等学校体育連盟少林寺拳法専門部常任委員会にて審査し、上位6名を選出する。

第24条 決勝

予選において選出された6名による弁論発表を行う。

発表の表現（発表態度）について、公益財団法人全国高等学校体育連盟少林寺拳法専門部常任委員会により指名された審査員が審査し、発表論旨の評価と合計して順位を決定する。

第7章 罰 則

第25条 出場資格の取り消し

すでに述べた条項の失格条件の他に、「第1条 総則」に定める内容に大きく反する場合は、審判長名をもって出場校（選手・チーム）に対して失格・出場の取消しを宣告することができる。

第8章 関連する諸規則等

第26条 準拠すべき諸規則

本文に記載なき事項は、次の諸規則による。

- (1) 少林寺拳法競技規則（一般財団法人 少林寺拳法連盟）
- (2) 少林寺拳法審判規則（一般財団法人 少林寺拳法連盟）
- (3) 本大会実施要項並びに大会規則、申し合せ事項
- (4) 本大会審判申し合せ事項

第27条 適用する諸規定

- (1) 救護・事故の対策については
「全国高等学校少林寺拳法選抜大会救護事故対策規定」を適用する。
- (2) 弁論の部の審査にあたっては
「全国高等学校少林寺拳法選抜大会弁論審査規定」を適用する。
- (3) 審判員を配置するにあたっては
「全国高等学校少林寺拳法選抜大会審判配置規定」を適用する。

第9章 附 則

第28条 異議の申し立て

- (1) 審判員等の判定に対しては、一切異議の申し立てを認めない。
- (2) 本大会（要項・申し合せ事項、規則）の実施に関して疑義及び異議がある場合は、都道府県代表者（都道府県高体連専門委員長及び高校連盟理事長）を通じて、大会実行委員会に対して申し立てができる。但し、原則文書によるものとする。以外の申し立てについては一切受け付けない。
※出場校等からの個々の申立て及び問い合わせ等については、一切取り合わないものとする。

第29条 本規則の改廃は、公益財団法人全国高等学校体育連盟少林寺拳法専門部常任委員会において審議し改定する。

本規則は、1998年 3月21日より施行する。

本規則は、1999年 3月21日より一部改定し施行する。

本規則は、2000年 7月29日より一部改定し施行する。

本規則は、2004年 4月 1日より一部改定し施行する。

本規則は、2009年 8月 5日より一部改定し施行する。

本規則は、2010年 8月 1日より一部改定し施行する。

本規則は、2011年 4月10日より一部改定し施行する。

本規則は、2012年 9月 1日より一部改定し施行する。

本規則は、2013年12月 7日より一部改定し施行する。

本規則は、2014年 8月 7日より一部改定し施行する。

本規則は、2015年 7月30日より一部改定し施行する。

